

COVID-19入院受入に係る基本体制

和歌山県資料

	5/8～9/30	10/1～3/31	R6/4/1～
入院受入医療機関	病床確保事業に 参画している病院を 中心とした医療機関	全医療機関	全医療機関
病床確保医療機関	感染状況によらず 43病院で確保	感染拡大時にのみ 段階に応じ病床確保	廃止
病床区分	ICU,HCU,一般病床	ICU,HCU等	廃止
医療機関区分	重点医療機関 その他医療機関	区分一本化	廃止
入院調整方法	～6/30：行政による調整 7/1～：医療機関間調整	医療機関間調整	医療機関間調整

医療機関の皆さまへのお願い

■ G-MISの入力の徹底

⇒感染状況把握や入院調整、段階移行の判断等を行うため、
日次報告を翌日13時までに必ず入力をお願いします。

■ 新型コロナウイルス感染症患者の受入

⇒すべての段階において、県内全医療機関の病床での受入が基本です。

特に救急患者のたらい回しが起こらないよう、積極的な救急受入の徹底をお願いします。

※段階 I 以上で設ける確保病床はあくまで最終のセーフティーネット。

■ 患者の病状に応じた入院医療体制の適切な運用

⇒症状の増悪、軽快等の際には円滑に転院調整し、病床を効率的に運用してください。

※施設内療養や在宅医療等の活用による入院期間の短縮。